

## Q 29

## 支援教育について知りたい。

支援教育は、障がいのある子ども本人の将来の自立や社会参加に向けて、本人の主体的な取組みを支援するという視点に立ったうえで、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

## A1 「ともに学び、ともに育つ」教育を基本にしましょう。

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ため、子どもたち一人ひとりがお互いに尊重し、個性を認め合い、他人への思いやりの心を育む取組みが大切です。「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、将来、自らの選択に基づき、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことが必要です。

## A2 あなたの気づきや理解が子どもの支援につながります。

例えば発達障がいの原因で、十分に力を発揮できなかつたり、対人関係のトラブルから孤立感を深めるなど、充実した学校生活を送ることができなくなっている子どもがいます。その場合、一番困っているのはその子ども本人です。実際にどのようなことに困っているのかを把握しましょう。支援の手がかりは気づきと理解です。あなたの気づきが支援のスタートです。

## A3 3つの視点から取組み方を考えてみましょう。

1つめは、個別の教育支援計画をふまえて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の指導計画を立てることです。そのためには、一人ひとりの子どもの得意なことやつまずき、困っていることなどを的確に把握することが重要です。

2つめは、具体的な支援や配慮について確認しながら、子どもを支援していくことです。学習面、行動面でどのような支援がその子にとって適切なのか、集団の中ではどのような配慮が必要なのかなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行きましょう。

3つめは、指導の結果を評価し、個別の指導計画の見直し・改善を図っていくことです。評価を次の指導につなげましょう。

## 〈ポイント〉

支援教育を進めるにあたって最も大切なことは、学校全体の教職員が障がいに対する理解を深め、共通認識のもと、指導や支援を行うことができる、支援体制づくりを工夫していくことです。そのためには、支援教育コーディネーター、通常の学級担任、支援学級担任、通級による指導担当教員等の役割と連携の明確化、校内委員会の組織化、保護者・関係機関との連携など、総合的な支援・体制づくりが必要です。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成にあたっては、保護者の思いや願いをしっかりと受けとめ、ともに作りあげていくことが大切です。

## ★CHECK①★

①「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省 平成 19[2007]年4月)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf)

支援教育の理念や、支援教育を推進するうえで必要となる取組みについて示されています。教育活動等を行う際の支援教育の視点を踏まえた留意事項や配慮事項についても示されていますので、必ず読んでください。

②「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

(文部科学省 平成 24[2012]年7月)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)

③「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(文部科学省 平成 29[2017]年3月)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)

④「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(文部科学省 令和3[2021]年1月)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext\\_00644.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html)

⑤「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向け  
て～」(文部科学省 令和3[2021]年6月)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00004.htm)

⑥『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～(府立学校教職員 研修用資料第6版)」(大阪府教育庁 令和7[2025]年4月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(改正法 令和6年4月1日施行)は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会をつくることをめざしています。公立学校を含む行政機関では、障がいを理由とした不当な差別的取扱い  
は禁止され、また、障がい者に対して合理的配慮をしなければならないと定められています。

この研修用資料は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を府立学校の教職員に十分に理解していただくことを目的に、作成しており、これには(1)障がいを理由とする不当な差別的取扱いとは、(2)合理的配慮とは、(3)合理的配慮の検討に当たって留意すること等を記載しています。学校で合理的配慮を検討する際には、この研修用資料を参考に、教職員と障がいのある子ども及びその保護者が、互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合ってください。

大阪府ではこれまでも、共生社会の実現に向けて、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に図り、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。「障害者差別解消法」と、大阪府が進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じです。これまでの取組みを大切にしながら、各学校で「障害者差別解消法」に則った適切な対応を行い、大阪府がめざしてきた共生社会の実現に向けての取組みを一層進めていきましょう。

⑦「人権リーフ①『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして」(大阪府教育委員会 平成 29[2017]年 11 月)

上記⑥の研修用資料のダイジェスト版として作成したリーフレットです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容の確認等に活用してください。

⑧『「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～』(大阪府教育委員会 平成 27[2015]年 6 月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tsujyo/index.html>

## ★CHECK②★

①『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成 25〔2013〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成 28〔2016〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/ikkannsitasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「個別の教育支援計画の参考様式について」(文部科学省 令和3〔2021〕年6月 30 日)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm)

文部科学省より、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理に資する観点から「個別の教育支援計画」の参考様式が掲載されています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24〔2012〕年9月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取り組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24〔2012〕年9月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑥「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2〔2020〕年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にしたい指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑦「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/h29hattaturikai.pdf>

発達障がいについての保護者の理解を促す上での留意事項や、支援教育の視点を踏まえた学校づくりについてまとめています。具体的な事例を挙げながら、指導・支援や保護者理解を深めるためのポイントを記載しています。

⑧『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」(大阪府教育委員会 平成 31〔2019〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

⑨「大阪府立高等学校における通級による指導」(大阪府教育庁 令和6〔2024〕年4月)

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto\\_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html)

⑩「通級による指導実践事例集(中学校・高等学校)」(大阪府教育庁 令和2〔2020〕年3月)

[https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9221/sidoujixtusenn\\_1.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9221/sidoujixtusenn_1.pdf)

本事例集は、令和元年度文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の拠点校で取り組んだ通級による指導の実践をまとめています。

### ★CHECK③★

「障がいのある子どものより良い就学に向けて」

〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉 (大阪府教育委員会 平成 26〔2014〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/syuugakusoudann/index.html>

平成 25 年 10 月に文部科学省がとりまとめた『教育支援資料－障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実－』を参考に、作成しました。各市町村で行われる就学相談・支援に当たってのポイントや留意事項をあげながら、大阪府の考え方や今後の方向性をまとめています。

### ★CHECK④★

①「精神障がいについての理解を深めるために」(大阪府教育委員会 平成 20〔2008〕年5月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/syugaikyoku/index.html>

精神障がいについての知見、当事者の思いについて学ぶことのできる資料、学校などでの実践事例や教材をまとめています。

②「大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』～思いやりを行動へ～」(平成 22〔2011〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/nukumori/index.html>

障がいなどに関する児童・生徒の理解が表面的にとどまるのではなく、障がい者や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、学んだことが自分の身近にいる障がいのある仲間や高齢者などへの理解、思いやりや行動につながるような今日的な課題に取り組んだ指導事例に、福祉教育の実践に向けたポイントや社会福祉協議会との連携のあり方など(「第1章 福祉教育とは何か」「第2章 福祉教育の進め方」)も加えて、活用しやすいように工夫しています。

### ★CHECK⑤★

①「人権教育リーフレット」シリーズ (大阪府教育センター)

[https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights\\_files/leaflet/page.html](https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html)

「ともに学び、ともに育つ」教育の経緯や、共生社会の実現に向けて学校でできること、障がいのある子どもの進路選択と支援の在り方等について分かりやすくまとめています。

②「みつめよう一人ひとりを」(大阪府教育センター 令和6〔2024〕年3月改訂版)

[https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds\\_files/mitumeyou.html](https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou.html)

障がいのある子どもの障がいの状態や発達の段階を把握することや、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のヒントが得られます。

### 【補足と発展】

学級には、多様な子どもたちがいます。その中では、障がいのある子どもに対するいじめや体罰などの問題事象も発生しています。教職員は豊かな人権感覚を健全に働かせ、指導にあたらなければいけません(Q6、Q20 参照)。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 障がい者の人権については、障がい者の完全参加と平等な社会の実現が求められている。しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する理解と認識の不足、物理的・制度的・文化情報面での制約などの社会的障壁があり、障がい者の自立と社会参加が阻まれている状況も生じている。このような中、平成 28 年(2016 年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、施設や病院等における人権侵害に関わる事例の発生など、障がい者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。〔1-1〕
- ◆ また、1-3-イ「教育を受ける権利の保障」では、「障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活できるよう、きめ細かな教育を推進する。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが『ともに学び、ともに育つ』ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、全ての学校における教育及び教育環境の充実を図る。」とあり、支援教育のめざすものと重なる考え方が示されている。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)

- ◎ 人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。〔第 I 章-1. -(3)〕
- ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。〔第 I 章-2. -(2)〕
- ◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。〔第 II 章-第 1 節-1. -(3)〕